

転勤命令を適法とした裁判例

事件名（判決年月日）	適法とした理由
東亜ペイント事件（最二小判 1986 年 7 月 14 日）	母親、妻、長女（2 歳）とともに母親名義の家に居住しており、自宅を引き払って同居家族全員で名古屋に移住することは著しく困難であると原告は主張。裁判所は、神戸営業所から名古屋営業所への転勤が被上告人に与える家庭生活上の不利益は、転勤に伴い 通常甘受すべき程度を著しく超える不利益ではない と判断。
帝国臓器製薬事件（最二小判 1999 年 9 月 17 日）	製薬会社の医療情報担当者である東京勤務の男性が、同じ会社の川崎工場で働く共働きの妻と 3 人の子（小学校 3 年、4 歳、生後 7 か月）がいる状況で、名古屋営業所に転勤を命じられ、横浜に配転になるまで 6 年間家族と別居することを強いられた。裁判所は、男性らの受けた 不利益は通常甘受すべき程度を著しく超えるものということとはできない と判断。
ケンウッド事件（最三小判 2000 年 1 月 28 日）	満 3 歳の幼児を保育する女性労働者に対する東京都目黒区の本社から八王子市の事業所への異動命令について、裁判所は 通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものではない と判断。
パナソニック事件（大阪地判 2016 年 10 月 6 日）	裁判所は、原告（女性）の両親が高齢（配転命令時点で父親が 82 歳、母親が 72 歳）であり、母親が要支援 2 の認定を受けている等の事情を踏まえても、原告が同居しなければ両親の生活が著しく困難になるという状況にあるとはいえず、原告の弟が同じ市内に住んでいて、週に 1 度は両親宅を訪れていることから、福井市への配転命令は原告に 通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものではない と判断。
NEC ソリューションイノベータ事件 (大阪地判 2021 年 11 月 29 日)	原告は長男（小学生）が自家中毒に罹患していることや通院の必要性を主張。裁判所は、大阪の事業所から神奈川の事業所への転勤命令は、現住所地から通院できる医療機関においてのみ受けることのできる特別な治療を受けなければ長男の生命等に重大な結果が生じかねないような特段の事情のない本件においては、 通常甘受すべき程度を著しく超える不利益があるということとはできない と判断。